

第 1 号

令和 5 年度山梨県一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 590,334,633 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		143,732,374	550	143,732,924
	1 地方交付税	143,732,374	550	143,732,924
歳入合計		590,334,083	550	590,334,633

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		37,488,605	550	37,489,155
	1 総 務 管 理 費	17,698,172	550	17,698,722
歳 出 合 計		590,334,083	550	590,334,633

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>甲府地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 5 号違法収集による個人情報の開示及び違法捜査により破壊した死亡した長女のスマートフォン復元請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和 5 年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から 3 月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び 1,000 千円（経済的利益が確保できない場合は 500 千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>